

現在までの特定施設追加等の経緯（未規制施設の指定状況）

施行年月日	規制業種・施設
昭和47年10月1日	畜舎
昭和49年12月1日	紡績業・繊維製品の製造若しくは加工業の用に供するのり抜き施設、科学技術に関する試験研究機関、旅館
昭和51年1月30日	科学技術に関する試験研究機関（総理府令で定めるものとして専修学校を追加）
昭和51年6月1日	水道施設、中央卸売市場
昭和54年5月10日	病院、一般廃棄物処理施設
昭和57年1月1日	冷凍調理食品製造業、自動車分解整備事業、一般製材業・木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業、自動車用タイヤ・自動車用チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品・更正タイヤ・ゴム板製造業、医療用若しくは衛生用のゴム製品・ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド製造業、新聞業、出版業・印刷業又は製版業、たばこ製造業、産業廃棄物処理施設、空きびん卸売り業
昭和57年7月1日	地方卸売市場
昭和63年10月1日	共同調理場、弁当仕出屋・弁当製造業、飲食店（日本・西洋・中華料理店その他通常主食と認められる食事（そば・うどん・すしを除）を提供する飲食店）、そば・うどん・すし店・喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ
平成3年10月1日	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設
平成10年6月17日	廃PCB等の焼却施設等の産業廃棄物処理施設
平成12年3月1日	71の5 ジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設 71の6 ジクロロメタンによる蒸留施設
平成13年7月1日	63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、排ガス洗浄施設
平成24年5月25日	38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設 66の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設
平成24年6月1日	有害物質貯蔵指定施設
平成29年8月16日	(25イロを削除)
令和2年4月1日	70の2 自動車分解整備事業を自動車特定整備事業に変更
令和2年6月21日	69の2 市場の名称を「卸売市場」に変更し、旧69の3を統合 69の3 69の2に統合し、番号を削除
令和2年12月19日	66の3 旅館業の用に供する施設から住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等を除外

(注) 特定施設の番号は令和3年4月1日現在の政令別表1の番号である。